水道週間6月1日～7日

「変わる世に　変わらぬ信頼　水道水」

上連雀浄水所

三鷹市の水道事業は、今年4月1日に東京都水道事業に統合をし、新たに受託水道事業としてスタートしました。

この統合により、浄水所での水圧を引き上げることができたため、これまで低水圧地域といわれていた市内の高台地域などでも水の出が良くなるなど、市内全域により安定的に給水できるようになりました。水圧を引き上げたことにより3階の建物への直結給水が可能な地域も大きく拡大され、市民のみなさんの利便性も広がっています。

施設面でも、震災対策として重要な、石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管への更新工事がより早く進められることになりました。また、浄水所の運転施設についてもさらに更新事業を行っていきたいと考えています。

これまで市民のみなさんから「おいしい」と好評をいただいてきた深井戸からの地下水は、可能な限りの維持管理をして、これからも継続して活用していきます。

こうして安定供給がより確保されましたが、限りある水資源であることに変わりありません。各ご家庭での節水に、今まで以上のご協力をよろしくお願いいたします。

水道なんでも相談

簡単にできる節水方法、蛇口パッキンの交換や家庭での漏水の有無の確認方法、水道料金のこと、三鷹の水道水はどう作られているか、東京都の水はどこから来るかなど、お気軽にお尋ねください。

◆**場所**　市役所第二庁舎2階水道部

◆**日時**　6月3日(月)～7日(金)午前8時30分～午後5時まで（正午～午後1時を除く）

⇨水道部工務課☎内線3433

水道メーターを交換します

水道メーターは、計量法により8年間使用すると取り替えなければなりません。メーターの検定期間が満了をむかえるお宅に伺い、新しいメーターと取り替えます。

作業は、水道部が委託した作業員が腕章をして行います。取り替え後、水が溜る場合がありますので、このような場合は、しばらく水を流してからお使いください。

なお、この取り替え作業で、作業員が料金を請求することはありません。

◆**取り替え期間**　5月下旬～6月下旬

※メーターボックスの上には物を置かないでください。また、犬は危険のないようにつないでおいてください。

⇨水道部工務課☎内線3439

水道工事は東京都の指定工事事業者で

水道を新設する場合や増築に伴う水道工事、漏水などの修繕を行う場合は、蛇口パッキン取り替えなどの軽微なものを除き、東京都の指定した工事事業者（東京都指定給水装置工事事業者）でなければ、工事を行うことができません。水道工事を依頼する場合は、東京都の指定であることを確認してください。なお、東京都水道事業への統合に伴い、従来の三鷹市指定の工事事業者は、すべて東京都の指定に切り替っています。

市内に事業所がある指定工事事業者は、別表のとおりです。

⇨水道部工務課☎内線3433

東京都指定給水装置工事事業者

（市内に事業所がある指定給水装置工事事業者一覧）

指定工事事業者名	住　所	電話番号
㈲　北　川　工　業　所	下連雀1－10－2	46－1272
㈱　三　成　工　業　所	〃　1－28－12	48－7676
㈲　三　栄　工　業	〃　2－19－1	45－0336
山　中　商　事　㈱	〃　2－22－12	48－7019
池　田　工　業　㈱	〃　4－20－27	43－3050
中　嶋　設　備　㈱	〃　6－2－6	47－2445
川　原　施　設　工　業　㈱	〃　6－15－33	44－1101
三　栄　建　設　㈱	〃　9－7－11	47－2151
㈲　海　老　沢　工　業	牟　礼1－16－14	43－5443
㈱　マ　キ　ノ　設　備　工　業	〃　2－14－3	47－2617
㈲　村　田　工　業　所	〃　3－6－3	46－1310
下原設備工業所　下原光次	〃　5－9－25	49－7808
㈱　コ　ト　ブ　キ　設　備	〃　7－1－16	48－0777
㈱　浅　水　商　会	〃　7－4－52	47－7728
㈱　内　藤　設　備	井の頭2－11－15	44－7604
双見工業　上田眞生	中　原2－14－9	42－9336
ユ　カ　リ　設　備	〃　3－1－65	45－4155
㈲フェイスオブワールド	新　川1－5－11	76－2655
第一設備工業　金井一俊	〃　1－9－23	(03)3300－1387
鈴木技研工業所　鈴木正雪	〃　1－14－11	45－5777
㈲　柳　田　設　備	〃　2－6－12	46－6176
三　矢　工　事　㈲	〃　2－14－21	49－7267
㈲　酒　井　設　備　工　業　所	〃　2－14－40	49－3626
い　わ　き　建　設　㈱	〃　3－9－4	46－3330
㈱　岡　田　工　業	〃　4－4－8	43－4111
東　京　架　設　㈱	〃　5－10－2	47－7854
井　上　工　業　㈱	〃　5－12－15	42－0293
㈱　ク　リ　エ　イ　テ　ィ　ブ	〃　5－16－7	42－1234
㈱　久　留　米　興　業	〃　6－17－18	71－5955
㈾　鈴　木　工　務　店	〃　6－27－16	46－0111
㈱鈴建コーポレーション	〃　6－27－16	46－0315
西　富　実　業　㈱	〃　6－36－36	45－2121
㈱　テ　ス　コ	上連雀1－12－17	56－2424
㈲　長　谷　部　工　業　所	〃　2－4－1	47－5211
柳　田　工　業　㈱	〃　3－12－12	43－7318
㈲　斉　藤　工　務　店	〃　5－24－9	43－6236
青　山　工　業　㈱	〃　6－20－10	43－6825
㈲　中　村　工　業　所	〃　8－11－6	47－4312
村　上　工　業　㈱	〃　8－12－5	43－3286
㈾　村　上　工　業　所	〃　8－13－7	49－1211
㈲　敬　明　設　備　工　業　所	〃　9－7－10	44－2719
㈱　文　字　山	井　口1－24－9	32－7338
㈲　高　橋　設　備　工　業	〃　4－19－30	32－5560
土　屋　設　備　工　業　㈱	深大寺1－6－25	31－0300
共　立　設　備　若　尾　実	〃　1－11－7	31－2473
星　住　設　星　征　治	〃　3－1－3	31－8660
㈲　鎌　田　工　業　所	〃　3－18－2	31－4454
㈱　三　枝　設　備　工　業　所	野　崎2－3－9	31－0200
㈲　福　田　設　備　工　業　所	〃　2－11－5	32－0055
㈲　佐　藤　設　備　工　業　所	大　沢2－15－14	34－3226
㈲　栄　進　住　設	〃　4－12－5	34－4733
㈱　三　鷹　榛　澤　組	〃　5－10－5	31－2581

水はどうやって作られるのかな？ 深井戸や配水ポンプを見てみよう

蛇口をひねればいつでも出てくる安全な水が、どうやって作られ、送り出されているか、上連雀浄水所（旧・西配水場）の施設をご覧ください。

◆**見学施設**　上連雀浄水所（上連雀9－41－4・武蔵境通り沿い）。着水井、除鉄・除マンガン装置、配水池、配水ポンプ、自家用発電設備など

◆**日時**　6月3日(月)～7日(金)午前10時30分と午後2時30分の2回

▼当日、直接会場へ。

⇨上連雀浄水所☎44－6337

軽自動車税の納税はお済みですか

納期限5月31日(金)
減免の申請は5月24日(金)まで

平成14年度の軽自動車税の納期限は5月31日(金)です。お早めに納税されますようお願いします。

また、次に該当する軽自動車などは、税金が減免されます。5月24日(金)までに申請してください。

◆**対象となる軽自動車など**

①公益のため直接専用する車

②生活保護法の規定による保護を受けている方が所有する車

③重いすの昇降装置や固定装置などをつけた車

④身体障害者や精神障害者、またはこれらの障害者と生計を同一にする方が所有する車で、これらの障害者のために使用する車

⑤障害を有する方で構成する世帯の方が所有する車で、常時介護する方が運転する車

※④と⑤については、普通自動車を含めてどちらか1台に限ります。

※対象となる障害の範囲については、納税通知書に同封したお知らせをご覧ください。

◆**申請に必要なもの**　対象となることを証明するもの（身体障害者手帳他）、車検証または標識交付証明書、運転免許証、印鑑

⇨市民税課税務管理係☎内線2305

家屋の調査に伺います

市では、平成15年度固定資産税・都市計画税の課税のため家屋の現況調査を行っています。今年の1月2日以降に新築および増改築された家屋について、市の調査員（固定資産評価補助員）が伺って家屋の内部を見せていただき、平面図を作成し、建築資材などを調べますので、ご協力をお願いします。

なお、取り壊した家屋があるときは、法務局（登記所）への届け出とともに、調査員に申し出るか係までご連絡ください。

⇨資産税課家屋係☎内線2368

市税の納付はお済みですか

今月は固定資産税・都市計画税第1期分と軽自動車税の納期（5月31日）です。納期内納付にご協力願います。

市税を未納のままにしておくと、延滞金（14・6％〈当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年4.1％〉）が加算されます。もし、災害など特別な事情で納付が困難な場合にはそのまま放置せず、納税課（市役所2階㉕番窓口）☎内線2421・2431へご相談ください。

◆納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。

申し込みは金融機関または郵便局へどうぞ。口座振替についての問い合わせは納税課☎内線2417へ。

調布保谷線環境施設帯の整備モデルが完成
25・26日にオープニングと見学会

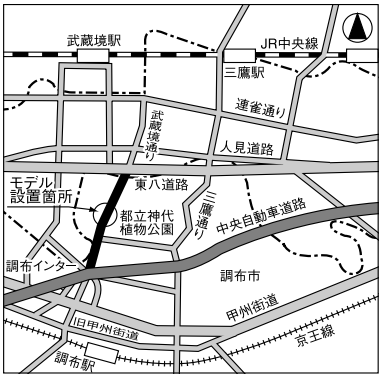

調布保谷線（現・武蔵境通り）は、南北幹線道路の一つとして周辺の環境に配慮した質の高い道路とするため、幅員16㍍の車道の両側に10㍍ずつの「環境施設帯」を造り、総幅員36㍍の道路として整備するものです。

東京都では、この調布保谷線の整備にあたり、昨年8月から調布・三鷹区間において、住民参加による環境施設帯整備検討協議会を設置し、検討してきました。

このたび、同協議会で検討してきたモデル施設が調布市内に完成しましたので、そのオープニングと見学（説明）会を開催します。

多くのみなさんのご来場をお待ちしています。

◆**日時**　5月25日(土)・26日(日)午前10時～午後4時

◆**場所**　モデル設置箇所（武蔵境通り・神代植物公園入口付近）

◆**施設内容**　住民のみなさんのアイデアや意見を話し合ってまとめた3タイプの環境施設帯のモデルをご覧いただけます。①副道Aタイプ（交差道路のある場所や沿道からの出入りの多い場所向き）、②副道Bタイプ（交差道路のない場所や沿道からの出入りが少ない場所向き）、③緑地タイプ（残したい緑地空間や学校・事業所・畑などの出入りが限定されるような場所向き）

⇨東京都北多摩南部建設事務所工事第一課☎042－330－1836・三鷹市都市計画課☎内線2814